

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）の令和3年事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人国際交流基金法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他基金の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方針に基づき、基金の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初監査計画において予定していた監査の方法を一部変更した。

その変更内容は、昨年度に引き続き海外事務所及び附属機関への往査を取り止め、並びに年度末に対面で実施を予定した本部各部署に対する年度総括ヒアリングを文書で行ったことである。

この変更は、一連の新型コロナウイルス感染防止策に対応した関係基金役職員の勤務態様の徹底を図ったことによるものであるが、後記II（監査の結果）で表明する監事の意見に影響を与えるものではない。

## II 監査の結果

- 1 基金の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- 4 会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、基金の状況を正しく示しているものと認める。

## III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 給与水準の状況については、勤務地域及び専門性を考慮して妥当と認める。

- 2 隨意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、調達等合理化計画や  
契約監視委員会の審議等を踏まえて継続的な改善の取組がなされていると認め  
る。
- 3 理事長の報酬水準については、事業内容の特性及び他法人の参考事例等を踏ま  
えて、妥当と認める。
- 4 保有資産の見直しについては、適切に行われていると認める。

令和4年6月16日

独立行政法人国際交流基金

監事（非常勤）

監事（非常勤）

沼野伸生

鴨志田文彦

